

改正前	改正後（現行）
<p><u>（任務）</u></p> <p>第2条 審議会は、市勢の健全な発展を図るための総合計画について、市長の諮問に応じ調査審議して答申する。</p> <p><u>（組織）</u></p> <p>第3条 審議会は、委員<u>20人</u>以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 学識経験者 <u>6人</u>以内</p> <p>(3) 関係行政機関の職員及び公共的団体を代表する者 <u>11人</u>以内</p> <p>2・3 （略）</p> <p><u>（会長および副会長）</u></p> <p>第4条 審議会に会長<u>および副会長</u>各1人を置き委員の互選によって定める。</p> <p>2 （略）</p>	<p><u>（所掌事務）</u></p> <p>第2条 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>(1) 総合計画の策定及び変更に関する事項</p> <p>(2) 総合計画の推進に関する事項</p> <p>(3) 総合計画の効果検証に関する事項</p> <p>(4) その他市長が必要と認める事項</p> <p>2 審議会は、前項第1号に規定する事項について諮問があったときは、<u>調査審議の上、市長に答申しなければならない。</u></p> <p><u>（組織）</u></p> <p>第3条 審議会は、委員<u>21人</u>以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 学識経験者 <u>4人</u>以内</p> <p>(3) 関係行政機関の職員及び公共的団体を代表する者 <u>10人</u>以内</p> <p>(4) <u>その他市長が必要と認める者 4人以内</u></p> <p>2・3 （略）</p> <p><u>（会長及び副会長）</u></p> <p>第4条 審議会に会長<u>及び副会長</u>各1人を置き、<u>委員</u>の互選によって定める。</p> <p>2 （略）</p>

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議の招集）

第5条 審議会の会議は、市長の諮問に応じ会長が招集する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議の招集）

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、前条第1項の規定により互選される前に招集される会議は、市長が招集するものとする。